

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表 （令和4年度分）

1. 認定の日付

令和4年3月30日

2. 認定事業適応事業者の名称

関西エアポート株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応に係る事業の目標の達成状況

本計画は、ウィズ・コロナにおける旅客ニーズの変化（旅客ターミナルビル内の距離の確保や非接触・非対面化など）に対応するため、関西国際空港の旅客ターミナルの整備（ファストトラベルの導入や出発ラウンジ等の拡大等）に取り組むことで、関西国際空港が、2025年に開催される日本国際博覧会（大阪・関西万博）を控えた関西へのゲートウェイとしての重要な役割を果たすとともに、ウィズ・コロナ時代の国内外からの新規旅客の獲得等を図るものである。

令和4年度においては、関西国際空港の旅客ターミナルの新国内線エリア増築・改修、国際線動線の増築、内装工事及び手荷物カートUVC除菌装置の導入等を実施した。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和4年度においては、EBITDA マージンが基準年度である令和2年度より28.7%ポイント改善した。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

令和4年度においては、有利子負債/キャッシュフローが9.2倍となり、経常収支比率が131.6%となった。

（4）実施した事業適応計画の内容

令和4年度においては、関西国際空港の旅客ターミナルの新国内線エリア増築・改修、国際線動線の増築、内装工事及び手荷物カートUVC除菌装置の導入等を実施した。令和4年度は、令和8年秋の旅客ターミナルビルの改修工事完了に向けた投資期間中のため、すべての事業の売上高に占める新サービスに伴う構内営業収入（免税）の売上高の割合は0%である。